

全養協通信

平成21年6月8日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

国、厚生労働省の動き

1. 厚生労働省・第7回社会的養護専門委員会開催

～この間の各種調査を報告（5月18日）～

◆ 国の実施した各種調査結果の概要等を報告

5月18日（月）に第7回「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」が昨年秋以来7か月ぶりに開催され、全養協からは、藤野興一副会長が委員として出席しました。

委員会では、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行状況と、この間国が行った「平成19年度社会的養護施設実態調査」、「平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査（タイムスタディ調査）」、「平成20年度施設設備実態調査」の概要報告が行われました。

◆ タイムスタディ調査がまとまった後、委員会を再開

各種調査の概要が報告された後、委員から、「調査の結果何をめざすのか」「目標や方向性が明確でない」という意見が多く出され、これに対し、所管の藤原禎一家庭福祉課長から、今後数値を精査するとともに、子どもの状態や職員構成の相違によるケア内容・量などの相違を抽出し、体制整備、小規模化の必要などにつないでいきたいと回答がなされました。

これらの議論を受け、柏女霊峰委員長（淑徳大学教授）より、社会的養護の拡充の方向性と充実の水準をデザインするために、調査結果を活用し、委員会でも議論をしていただきたい。それがまとまったら、実現するための国民的な理解と合意が必要でありそうした努力をしていかなければならない、とまとめがされました。

本委員会関係の今後のスケジュール等については次のとおりです。

- 社会保障審議会児童部会、同少子化対策特別部会に本委員会審議内容を報告（6月）。
- 本委員会で引き続き施設機能見直しの検討を行う。
- タイムスタディ調査結果がある程度まとまった後、本委員会を再開（夏の遅い時期）。

※ 本委員会に提出された各種調査の結果、タイムスタディ調査の概要等は、厚生労働省ホームページに掲載されていますので、これまでの審議経過とあわせて参照してください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

(トップページ → 審議会・研究会等 → 社会保障審議会 → 児童部会社会的養護専門委員会)

2. 「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」への対応を ～各都道府県養協・施設協議会等で、行政に要望を～

◆ 地方負担分を軽減し、事業実施を推進するための交付金

政府は、平成21年度補正予算において、地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を創設しました。

この交付金は、地方公共団体の財政難により補助負担が確保できず国庫補助事業等の実施が困難なため、国庫補助事業または地方単独事業の地方負担分に充当することで、地方公共団体の負担を軽減し、事業実施を促すものです。活用事例に多くのメニューがあり、安心子ども基金や児童福祉施設に必要な環境改善や耐震化、新型インフルエンザ対策、地上デジタル放送への対応などを可能にするものです。

補正予算案は、5月13日に衆議院で可決されていましたが、5月29日の参議院本会議で野党側の反対多数で否決されたため、両院協議会が開かれ衆参の意見が一致しないことを確認したうえで衆議院本会議が開かれ、議長が憲法60条2項の規定に基づいて衆議院の議決が国会の議決となることを宣告し、補正予算が成立しました。

◆ 6月末までに国に申請が必要、都道府県養協などで行政と協議を

補正予算成立を受けて、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱」が内閣府から各都道府県財政担当課・市町村担当課・地域活性化担当課宛発出され、各都道府県および市町村に経済危機対策実施計画の策定・提出を求めることとなっており、**各都道府県から内閣府への申請締切は、平成21年6月30日（火）12時となっています。**

本交付金は、前述のように児童福祉施設に必要な対応への道を拓くものですが、国庫補助事業または地方単独事業のうち「地球温暖化対策」、「少子高齢化社会への対応」、「安全・安心の実現」にかかわるものときわめて対象事業が広く、汎用性の高いものであるため、広範な事業者から要望が集中するものと考えられます。

そのため、都道府県所管課との調整等対応を急ぐ必要があります。各都道府県養協、施設協議会等とも連絡調整を進めながら、補正予算においての安心子ども基金の活用とともにご検討ください。

詳しくは、添付資料「地域活性化・経済危機対策臨時交付金への対応について」を参照してください。

添付資料のうち「地域活性化・経済危機対策臨時交付金活用事例集」は首相官邸ホームページ（地域活性化統合本部会合）に掲載されています。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/index.html>

3. 新型インフルエンザに関する社会福祉施設等の対応について

新型インフルエンザへの対応については、4月末に厚生労働省から発出された一連の通知、資料を各施設にお送りしておりますが、さらに、国では今般、国内における感染状況の変化に伴い「基本的対処方針」等を定め、これを受けて、厚生労働省社会福祉施設所管各課は連名で別添事務連絡を発出しました。つきましては、ご参照いただき、適切な対応をおとりいただくようお願いいたします。

なお、これらの資料については、全養協ホームページにも掲載しております。
全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp/>

また、事務局としての的確な情報把握と各施設への周知に努めてまいります。そのためにも、次の事項を把握された場合には、各都道府県・指定都市協議員、ブロック長、全養協事務局に適時情報提供をお願いいたします。

- (1) 新型インフルエンザへの対応を行ううえでのニーズ、全養協、行政への要望等
- (2) 児童養護施設での感染者の発生、その対応措置（子どもの外出制限、職員の体制等）
- (3) 当該自治体からの指示事項等で、今後の対応をとるうえで全国的に共有すべきもの
- (4) 各施設の予防対策上の工夫（特徴的なもの）
- (5) その他全国的に共有すべき情報

なお、厚生労働省および国立感染症研究所感染症情報センターのホームページに最新資料が掲載されていますので、当該自治体からの情報とあわせて参照してください。

厚生労働省 新型インフルエンザに関する情報
<http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/index.html>
国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

4. 平成21年度「児童虐待防止推進月間」標語募集

厚生労働省は、平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、毎年、標語の募集を行っています。今年度も下記のとおり標語の募集を実施していますので、ご案内いたします。詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。

なお、募集期間は平成21年5月20日から6月30日となります。

<http://www-bm.mhlw.go.jp/houdou/2009/05/h0520-1.html>
(厚生労働省トップページ → 子ども・子育て支援 → 児童虐待防止対策)

全養協の動き

5. 全養協・平成 22 年度国家予算要望書を厚生労働省に提出

全養協では、5月8日の協議員総会で協議を行った平成22年度予算要望書について、制度政策部会で詳細を検討の上、5月26日に厚生労働省に提出しました。

全養協からは、中田浩会長、土田秀行副会長、藤野興一副会長、吉田隆三副会長、山口俊輔副会長、武藤素明制度政策部長が厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課を訪れ、要望書を提出するとともに、内容について懇談しました。

藤原禎一家庭福祉課長からは、ケア単位の小規模化にかかわり、現在国で進めている調査結果や、それを受けての社会的養護専門委員会の議論もふまえて、具体的な検討を進めていきたいとの説明がありました。

全養協22年度予算要望書は、全養協ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp/>
「新着情報」→「平成22年度国家予算要望書」からご覧ください。

6. 「全国児童養護施設一覧」掲載内容確認のお願いについて ～6月26日までに、全養協事務局にFAXにて返信ください～

全養協では、全国児童養護施設一覧を作成するため、各施設データについて、確認をお願いすることといたしました。

別添の『「全国児童養護施設一覧」作成にともなう、掲載内容確認のお願いについて』をご覧ください。修正いただいた用紙をFAXにて本会までお送りください。

とくに、今後全養協から各児童養護施設への情報伝達の迅速化に向けて、メールアドレスの掲載をお願いいたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

7. 「厚生労働省分割案に対する意見」を提出 ～児童関係5種別協議会の連名で～

5月末の政府与党内での厚生労働省分割案に関わる検討および幼保一元化問題について、全国社会福祉協議会児童福祉部内の5種別協議会（全国児童養護施設協議会、全国保育協議会、全国保育士会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活施設協議会）の連名で、麻生総理大臣に5月28日に意見書を提出しました。

意見書は別紙のとおりですが、今回の構想では子ども家庭福祉施策を労働施策に位置づけるやの報道もなされたことから、「児童福祉」の位置づけのもとに未来を担う子どもを国として育てるといった基本理念にもとづき、検討をするべきであって、拙速な議論は避けるべきである、としています。

なお、今回の厚生労働省分割案については、その後の報道等にあるように、現時点ではその動きは収まったところとなっています。

厚生労働省分割案に対する意見

－ 子どもの最善の利益の保障を －

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会

現在、検討されている厚生労働省分割案に対して、子どもの最善の利益の保障に日々取り組んでいる児童福祉施設の各団体として、下記のとおり意見を表明する。

1. 国の「児童福祉」の位置づけのもとに、未来を担う子どもを育む組織とすべきである。

現在、検討されている厚生労働省分割の基本構想では、子ども家庭福祉施策を主として労働施策を担当すると見られる「国民生活省(仮称)」の「少子化・児童局(仮称)」とするやの報道があるが、子どもに関する施策である「児童福祉」は「社会福祉」に位置づけるべきである。子どもの健やかな育ちを保障するためには、現在、社会保障審議会・少子化対策特別部会において検討されている「次世代育成支援の新たな枠組みの構築」をもとに、保育から社会的養護、そして青少年の自立支援まで、子ども家庭福祉の理念をもって総合的な施策体系構築を念頭に検討することが必要である。国家的主要課題である少子化対策を推し進め、未来を担う子どもを育む方針としての児童福祉施策を定め、強力に推進するためには、どのような組織体制にすべきか十分な検討が必要である。拙速な議論と判断をするべきではない。

また省組織の構想において、幼保一元化も含んで検討しているような報道もあるが、4時間を基本として就学前教育を行う幼稚園と、8時間を基本とし(実質は11時間開所)養護と教育を行う保育所では、子どもや保護者のニーズにあわせ、それぞれの機能と特性がある。この問題は、単に行政組織の見直しに付随して議論するようなものではなく、子どもの最善の利益を実現するために、今日のような子育て環境と課題の下で、それぞれがどのような機能を果たしていくべきかについて、幅広い関係者の意見も十分に聞きながら検討していくべきものであり、拙速な議論を行うべきではない。

2. 児童福祉法にもとづく児童福祉施策を堅持すべきである。

児童の権利条約に関し、日本国として国連の勧告に対し、下記のように児童福祉を行っている」と回答している。勧告に対する改善をはかり、今後も国の責任において児童の保護および福祉を充実させていくべきである。

60. 我が国では、児童福祉法第4条において、児童を「満18歳に満たない者」と定義している。また、同法第1条第1項において、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」、第2項において、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定されており、右に基づき児童の福祉に努めているところである。

61. また、我が国は、児童の人格の完全なかつ調和のとれた発達が確保され、社会の中で個人として生活できるようにするため、現行の各法制の下において、実体面において児童の保護及び福祉をより一層充実させるべく諸施策の拡充に努めているところである。

全社協の動き

8. 全社協役員の異動について（5月20日付）

（敬称略）

新職名	氏名	前職名
全国社会福祉協議会 常務理事	かわい かずみ 川井 一心	独立行政法人福祉医療機構 理事
（退任）	松尾 武昌	全国社会福祉協議会 常務理事

5月20日に開催された全国社会福祉協議会評議員会において、常務理事の異動が承認されましたのでお知らせします。

川井一心常務理事は厚生労働省社会・援護局監査指導室長、地域福祉課長、独立行政法人福祉医療機構総務部長、同理事等を歴任の後、今回全社協の常務理事として着任しました。

松尾前常務理事は、平成14年に厚生労働省を退官（前社会・援護局保護課長）後、全国社会福祉協議会常務理事に就任、以来、ロフォス湘南中央福祉学院学監等を務めました。児童養護施設関係では、JOMO児童養護施設、母子生活支援施設、里親家庭助成事業をはじめ、全養協協議員総会、全国児童養護施設長研究協議会では、毎年、全社協を代表しての出席など、多くの支援をいただきました。

お知らせ

9. 「児童養護施設における食育研修会」を開催

～ 日本栄養士会 全国福祉栄養士協議会主催で、8月に開催 ～

社団法人日本栄養士会 全国福祉栄養士協議会では、児童養護施設に勤務する管理栄養士・栄養士を対象に、「平成21年度児童養護施設における食育研修会」を、別添開催要領により開催することとなりました。

児童養護施設における養育、退所後の自立支援には、毎日の食生活や食育が大変重要であり、施設の管理栄養士・栄養士に求められる役割も大きくなっています。そのため、今回初めて開催される標記研修会を、本会も後援することとしております。

各施設におかれましては、管理栄養士・栄養士に本研修会を案内いただくとともに、参加への配慮をお願いいたします。

10. 「第14回児童虐待防止シンポジウム」を開催

～ 児童虐待防止全国ネットワーク等が主催、6月20日（土）開催 ～

NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク、財団法人こども未来財団では、2010年に児童虐待防止法施行10周年を迎えるにあたり、児童虐待防止に向けた対応のあり方を考えるために、標記シンポジウムを別添資料のとおり開催します。

日 時：平成 21 年 6 月 20 日（土） 13 時 30 分～17 時

会 場：全国社会福祉協議会・灘尾ホール

参加費：無料

なお、開催案内は次のホームページにも掲載されています。

<http://www.orangeribbon.jp/20090620/leaflet.pdf>
(オレンジリボン運動公式サイトトップページ → 活動予定)

11. 「産経新聞 明日への旅立ち基金」を実施

～来年春の進学に際し、本年夏までに奨学金授与を決定します～

産経新聞社、産経新聞厚生文化事業団、東京本社管内連合産経会では、現在児童養護施設で生活し、来春に大学・短大・専門学校等に進学を予定している児童を対象に、標記の奨学資金助成事業を実施します。

本事業は実施 2 年次目となり、全養協も後援しておりますが、主催者である産経新聞の販売店組織の方々が拠出する基金により運営するため、対象地域は産経新聞販売店組織のある下記の都県となります。

対象都県の児童養護施設には、主催者から直接実施要綱が届きますので、活用をご検討ください。

青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県

地域活性化・経済危機対策臨時交付金への対応について

平成 21 年 6 月 8 日・全養協事務局整理

1. 経緯

「経済危機対策に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議」（平成 21 年 4 月 10 日）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」と決定されたことを踏まえ、平成 21 年度補正予算において創設されたもの。所管は内閣府（地域活性化推進担当室）。

2. 平成 21 年度補正予算計上額

1 兆円

3. 交付対象等

(1) 交付対象

「地域活性化・経済危機対策実施計画」（実施計画）を策定する地方公共団体。

実施計画に記載する事業は「地球温暖化対策」、「少子高齢化社会への対応」、「安全・安心の実現」または「その他」に該当するもの。

※児童養護施設関連事業としては次のものが該当する

◆社会的養護の拡充（雇用均等・児童家庭局所管）

① 児童養護施設等の生活向上のための環境改善

- ・カーペット敷・壁紙等の改修
- ・ケア単位の小規模化・個室化のための改修
- ・学習環境整備のためのパソコン購入 等

② 賃貸・改修等の補助対象の拡大

・ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の設置促進を図るため、新たに設置するために必要な、賃貸物件で実施する場合の賃借料（礼金を含む。以下同じ）、改修費（設備、備品を含む。以下同じ）、自前建物で実施する場合の改修費を補助する。

◆社会福祉施設等に対する支援（社会・援護局所管）

① 社会福祉施設等の耐震化等

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金による基金を都道府県に設置し、施設等の安全・安心を確保するため、今後 3 年間に於いて耐震化及びスプリンクラー整備を実施する。

② 地上デジタル放送への対応

地上デジタル放送への完全移行（平成23年7月）へ向けて、社会福祉施設等の利用者の生活に不可欠な情報を得るために地上デジタル放送を視聴できる環境を整備する。

(2) 交付方法

地方公共団体（都道府県および市町村）は内閣府に実施計画を提出。内閣府は実施計画を審査し、実施計画掲載事業が該当する補助事業所管省庁と調整し、承認されれば当該省庁に予算が移し替えられ、地方公共団体からの交付申請により交付決定にいたる。

4. 交付金の使途

国庫補助事業及び関連する地方単独事業（上乗せ補助部分、補助対象外経費部分を地方単独事業として助成する場合など）の地方負担分に充当。

**※したがって、3-(1)で例示した国庫補助事業以外の事業についても対象となるものがある
(別添:地域活性化・経済危機対策臨時交付金活用事例集(抜粋版)より)**

・新型インフルエンザ対策事業

新型インフルエンザ対策の強化のため、マスク等感染拡大を防止するための資材、機材の購入に要する費用に交付金を充当する。

・子育て応援特別手当相当額支給事業

現在住んでいるところに住民登録できず、結果として子育て応援特別手当を受け取ることができないDV被害者（配偶者等からの暴力の被害者）に対し、市町村が子育て応援特別手当相当の現金支給を行い、その費用に交付金を充当する。

（事務局注：児童養護施設入所児童に対しても、独自財源で給付を実施する例が出ている）

・施設退所者自立生活支援事業

児童養護施設等入所者等やDV被害者が児童養護施設や婦人保護施設等を退所し、自立生活に移行する際に必要な資金（アパート契約に必要な敷金・礼金、寝具や家財道具等の購入費等）の一部を支給し、その費用に交付金を充当する。

・公共施設経年劣化製品事故防止点検等推進事業

ガス瞬間湯沸器や蛍光灯等の機器の長期使用による経年劣化事故を防止するため、地方公共団体の公共施設が有する古い機器を、地域のサービス店等を活用して点検し、その結果を踏まえ、交換・修理する事業を実施。地方公共団体が点検、発注、修理の発注を行い、その費用に交付金を活用する。 等

5. スケジュール

- (1) 補正予算成立日に制度要綱を发出（平成 21 年 5 月 29 日・内閣府→地方自治体）
- (2) 地方自治体において経済危機対策実施計画を策定
- (3) 地方自治体から内閣府に計画提出（平成 21 年 6 月 30 日 12 時締切）
（自治体からの実施計画受付期間：補正予算成立から 1 か月間）

6. 各児童養護施設・各都道府県児童養護施設協議会の対応

国が新たな国庫補助事業を創設しても、地方公共団体の財政難により、補助負担が確保できず、事業実施が困難ななか創設された本交付金は、国庫補助事業または地方単独事業の地方負担分に充当するものであり、地方公共団体の負担を軽減し、事業実施につながるものである。

しかし、本交付金活用事例集にみるように、国庫補助事業または地方単独事業のうち「地球温暖化対策」、「少子高齢化社会への対応」、「安全・安心の実現」にかかわるものときわめて対象事業が広く、汎用性の高いものであるため、広範な事業者から要望が集中するものと考えられ、対応を急ぐ必要がある。

(1) 各児童養護施設・都道府県児童養護施設協議会、さらに当該都道府県における児童福祉施設関係種別協議会組織、都道府県社会福祉協議会、都道府県児童福祉施設所管部局との情報共有と連携・対応方針の決定

内閣府の計画受付期間が限られていることから、早急に情報共有と対応についての協議を開始し、必要な対応を行うことが求められる。

(2) 当該都道府県への要望のとりまとめと関係各般への働きかけ

少なくとも 3-(1) に掲げた児童養護施設に直接かかわる国庫補助事業について、当該都道府県の経済危機対策実施計画に盛り込むよう、児童福祉施設関係者が連携し、連名で要望を提出することが望ましい。同時に、地域の実情やニーズに対応した児童養護施設の個別要望についても、必要に応じて提出する。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定
※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 用途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

5 事業例

●地球温暖化対策

公立高等学校のエコ化(太陽光発電導入等)・耐震化・ICT化(電子黒板等)の一体的実施、地方公共団体の庁舎等のゼロエミッション化(産業技術実用化開発事業費補助金)、次世代自動車の普及促進、小売店舗の低炭素化の推進、内航海運・フェリーや離島航路の維持・改善のための支援、環境計測機器の更新 等

●少子高齢化社会への対応

保育所の整備等による保育サービス等の充実(子育て支援対策臨時交付金)、準要保護児童生徒に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等の軽減、不妊治療に要する費用の助成(母子保健衛生費補助金)、介護施設の緊急整備、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティ交流スペースの整備、高齢者巡回訪問事業 等

●安全・安心の実現

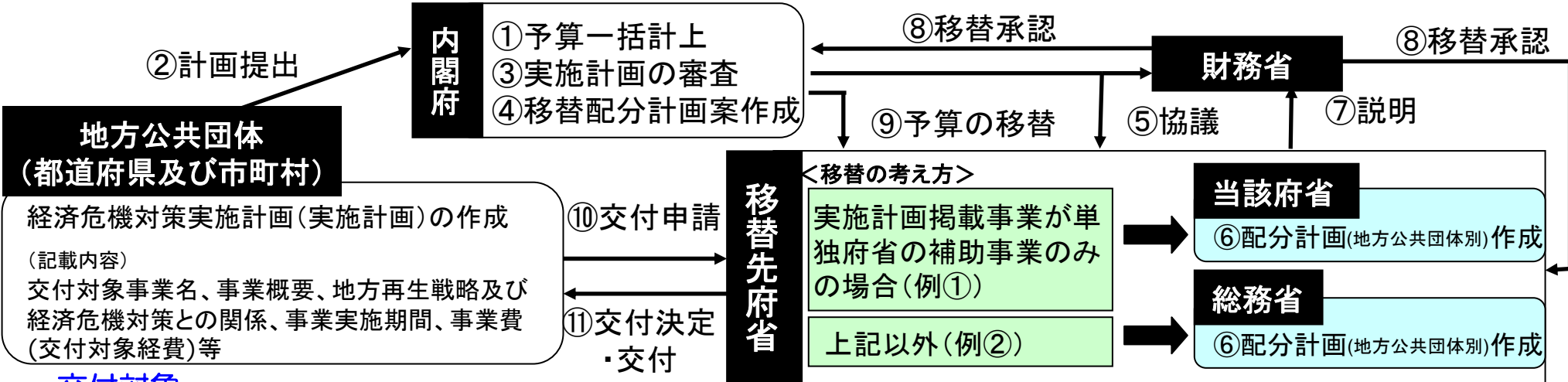
消防防災設備・防犯資機材・警察施設等の整備、新型インフルエンザ対策、高度な放射線治療機器整備等事業、公共施設のガス消費機器や照明器具等の点検・交換、鉄道駅のバリアフリー化の推進(交通施設バリアフリー化設備整備費補助金)、地域公共交通の活性化・再生、DV被害者への定額給付金相当額の支給、農地や用排水路の整備(農地等整備・保全推進事業補助金)及び農道等の農業用施設改修 等

●その他

公共施設のデジタル化改修等整備、ICTの導入・利活用(地域ICT利活用推進交付金)、学校におけるデジタルテレビ及びコンピュータ等の整備(学校情報通信技術環境整備事業補助金)、共通地図等の電子化・共有化事業、文化財の防災・防犯対策事業(国宝重要文化財保存整備費補助金)、学校教材・図書の整備、観光交流の促進のための施設整備・事業実施、耕作放棄地解消事業 等

地域活性化・経済危機対策臨時交付金

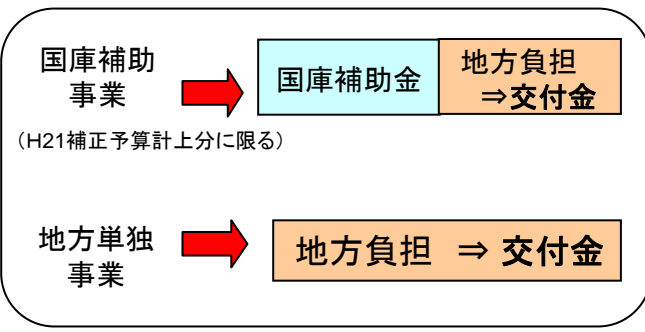
「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。



交付対象

地方公共団体が実施計画に基づき実施する事業に対する以下の経費。

- 「地方再生戦略」のメニューに沿った事業
又は
 - 「経済危機対策」のメニューに沿った事業
- **区分**
- ・地球温暖化対策
 - ・安全・安心の実現
 - ・少子高齢化社会への対応
 - ・その他



移替例

	実施計画	交付限度額（※）	移替先省庁
例①	A省補助事業①	□	A省
	A省補助事業②		
	A省補助事業③		
例②	A省補助事業①	□	総務省
	B省補助事業①		
	B省補助事業②		
	地方単独事業		

※ 交付限度額

地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定
 ※ 財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。
 （都道府県分）4,000億円程度 （市町村分）6,000億円程度